

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 千葉県松戸市本町 1 1 - 5 明治安田生命松戸ビル 6 F
工事等の名称	令和 8 年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後 K I D S ルーム貝の花）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	5,179,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後KIDSルーム松ヶ丘 外1か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	10,258,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	株式会社 エデュケーショナルネットワーク 東京都千代田区神田猿樂町一丁目5番15号
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後KIDSルーム小金北 外5か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	38,534,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	株式会社 アンフィニ 茨城県つくばみらい市板橋 1 8 1 2 番地 1 6
工事等の名称	令和 8 年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後 K I D S ルーム南部 外 2 か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	19,667,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 東進ワールドラボ 松戸市新松戸1-345-3
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後KIDSルーム東部 外4か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	28,505,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 にじの会 松戸市新松戸6丁目118番地1
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後KIDSルーム横須賀）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	4,179,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 すまいるキッズ 松戸市五香 1-33-21
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後KIDSルーム矢切 外3か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	23,016,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 M A S C 松戸市牧の原1-1-2 2階
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後K I D Sルーム常盤平第一 外2か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	19,797,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 松戸市学童保育の会 松戸市五香2-35-4 第二弓削ハイマート202
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後KIDSルーム北部 外2か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	18,067,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 ねばあらんど 松戸市日暮3-1-5 コーポヒロ106
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後KIDSルーム小金 外7か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	43,832,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 晴香 松戸市根木内1 4 5 番地
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後K I D Sルーム殿平賀 外1か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	14,518,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 さわらび福祉会 松戸市野菊野 5
工事等の名称	令和 8 年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後 K I D S ルーム和名ヶ谷 外 1 か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	10,158,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 ピスティスの会 松戸市松戸1394
工事等の名称	令和8年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後KIDSルーム中部 外1か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	9,538,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	社会福祉法人 小金原福祉会 松戸市小金原 4 - 3 7 - 1 5
工事等の名称	令和 8 年度松戸市地域放課後児童支援事業運営業務委託（放課後 K I D S ルーム馬橋 外 2 か所）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	17,797,000円
工事等の概要	松戸市地域放課後児童支援事業については、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行うことで、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とするものである。
随意契約の理由	<p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な学習の場や体験活動の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められている。</p> <p>当該運営業務委託を委託するにあたっては、千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領や松戸市地域放課後児童支援事業実施要綱等の関連規則に則って、「安全かつ安心して過ごすことのできる場」、「自主的な遊び、スポーツ、学習の場」を提供したうえで、放課後児童クラブと連携して事業運営をすることが求められており、確実に遂行するものである。</p> <p>安定的かつ円滑に当事業を運営するために委託業者には、当事業もしくは当事業に類する事業の実績があること、事業運営に対して高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>また、契約事業者においては、上記条件を満たすとともに、小学校や地域との連携を図りながら適切な運営を行っている。今後当該事業を安全かつ安定的に開始し発展させるには、同法人による運営が必要である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により、同者を相手として随意契約を行うこととした。</p>